

パブリックコメントで寄せられた御意見とそれに対する回答（案）について

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則及び移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令案の概要」について、平成30年12月21日から平成31年1月20日までパブリックコメントを実施したところ、1件の御意見をいただいた。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する回答（案）は次のとおりである。

なお、これとは別に、今回の意見募集とは直接関係のない意見を1件いただいた。当該意見に対する回答は差し控えるが、今後の参考とさせていただきたい。

No	御意見の概要	御意見に対する回答（案）
1	臍帯血が不適切な医療機関に流出しないよう、臍帯血供給事業者が他の事業者へ臍帯血の搬送を委託した際の責任の所在や留意すべき事項、搬送に係る手順等を、明確かつ具体的に記載していただきたい。	御指摘の内容については、「移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の運用に関する指針（ガイドライン）」において、臍帯血の採取施設から調整等を行う事業所への搬送等に関する事項については標準作業手順書に定めること、臍帯血の調整等を行う事業所から移植実施施設への搬送に関する事項については契約等により責任の所在を明らかにすること、と明記されているところ。ご意見を踏まえ、臍帯血の採取から引渡しまでの全課程において、その一部の業務を委託する場合であっても、臍帯血供給事業者は臍帯血の品質の確保に責任を持つ旨を当該ガイドラインに追記することとする。